

**関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この要領は、「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名
関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業
- (2) 事業内容
資料1「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業仕様書」参照
- (3) 事業期間
設備導入：令和8年度を想定
運転開始日：令和8年度を想定
運転期間：運転開始日から原則として最長で20年間
- (4) 事業場所
関市総合斎苑わかくさ（岐阜県関市西本郷通5丁目1番11号）の来客者駐車場
- (5) 事業単価
電気料金単価は事業期間中一定とし、市が設定する基準単価（円/kWh）をもとに消費税及び地方消費税を含む単価で提案すること。国等の補助金の活用に努めるものとし、補助金を活用した額を提案すること。

3 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした単体の法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）とする。

- (1) 本事業の実施に当たり、本市の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本プロポーザルの告示日において、関市競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の場合は、参加意向申出書の提出までに関市競争入札等参加資格申請をすること。
共同体の場合、構成員の全てが上記を満たしていること。
- (3) 直近5年間において、企業、地方公共団体所有施設又は土地等における、防災電源機能を有する太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入実績（設計業務も可）があること。なお、共同体の場合、共同体として上記を満たしていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしていない者であること。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (8) 直近の年度における法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (10) 本事業を実施する体制の中に、第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者を含めること。なお、資格は本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。協力事業者とは、本事業の受託者から本事業の一部事業について委託等により受注し、事業を行う者を意味する。
- (11) 共同体の構成員は、単体の法人での応募又は他の共同体の構成員として、重複して応募していないこと。また、後、共同体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）の負担とする。

(2) 提出書類

参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。

提出されたすべての書類は参加者に返却しない。

なお、提出された書類について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。

(4) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1事業者につき1提案とし、複数の案の提案は認めない。

(5) 提出書類の変更禁止

一度提出した提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(6) 参加意向申出書及び提出書類の無効

プロポーザル参加資格を満たさない者、提出書類に虚偽の記載が判明した者若しくは重要な事実を記載しなかった者、提出書類を提出期限までに提出しない者、誤字等により記載事項が確認できない者及び本実施要領に違反することが判明した者は、参加意向申出書又は提案書を無効とする。

5 スケジュール

実施予定時期	実施内容
令和8年 4月 3日 (金)	プロポーザル実施要領等の公表
令和8年 4月 3日 (金) ~ 令和8年 4月 21日 (火) 午後5時	質問受付 ※回答については、質問受付次第随時対応いたします。
令和8年 4月 23日 (木) 午後5時	参加意向申出書等提出期限
令和8年 4月 24日 (金)	参加資格審査結果の通知 (発送)
令和8年 4月 28日 (火)	事業施設見学
令和8年 5月 13日 (水) 午後5時	提出書類提出期限
令和8年 5月 中旬 ※予定	審査 (プレゼンテーション審査)
令和8年 5月 下旬 ※予定	審査結果の通知
令和8年 5月 下旬 ※予定	協議等、協定締結

6 質疑応答

(1) 質疑応答期間

令和8年4月3日 (金) ~令和8年4月21日 (火) 午後5時

(2) 質問方法

ア 「16 問い合わせ先」の事務局 (以下「事務局」という。)に電子メールで提出すること。電子メールの件名には、「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザルに係る質問票〇〇 (事業者名)」と明記すること。

イ 電子メールで質問票を提出した際には、「16 問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。

ウ 電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

ア 質問に対する回答は、令和8年4月22日（水）午後5時までに質問者を非公表の上、随時、関市ホームページ上で公表することとする。

イ 上記「(1) 質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

7 参加申込み及び参加資格審査

(1) 参加意向申出書等受付期間

令和8年4月3日（金）～令和8年4月23日（木）午後5時

(2) 提出書類（各1部）

ア 様式2「参加意向申出書」

イ 様式3「誓約書」

※ 共同体による参加にあつては、共同体の代表者を除く構成員について提出すること。

ウ 様式4「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」

※ 共同体による参加にあつては、構成員ごとに提出すること。

エ 様式5「事業施設見学申込書」【施設見学を希望する場合のみ】

オ 登記事項証明書、印鑑証明書

※ 企画提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの。写し可。

カ 納税証明書（国税、地方税等）

※ 企画提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの。写し可。

キ 直近3期の貸借対照表及び損益計算書

ク 電気主任技術者の資格証の写し

ケ 共同体協定書の写し（任意様式）【共同体で参加する場合のみ】

(3) 提出方法

持参又は郵送により、令和8年4月23日（木）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を本事業のプロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）に対して様式6「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

参加資格を有すると認められた参加希望者に対しては、下記資料を参考に交付

することとする。その他の資料交付については、別途協議するものとする。

- ア 各種図面（敷地平面図、単線結線図、建物平面図）
- イ 電力需要量データ（30分間値）（令和7年1月～12月分）
- ウ 関市地域防災計画（該当箇所）等

8 事業施設見学

様式5「事業施設見学申込書」を提出したプロポーザル参加希望者のうち、参加資格を有すると認められた者は、事業施設の見学を行うことができることとする。事業施設の見学を希望する者に対して、参加資格審査結果通知と併せて見学日程等を通知する。施設見学に当たっては、環境課の指示に従うこと。なお、施設見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

(1) 見学日

令和8年4月28日（火）午前10時00分～正午

(2) 見学人数

見学人数は、参加者ごとに3名までとする。

9 企画提案

企画提案をする場合は、資料1「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業仕様書」を参照し、次のとおり提出すること。

提出書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

(1) 企画提案書等受付期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月13日（水）午後5時

(2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 様式7「企画提案書提出届」

イ 様式8「実施体制」

※ 実施体制表には、配置を予定している者全員を記載すること。

※ 記載された資格を証するものの写しを添付すること。

ウ 「企画提案書」

※ 企画提案書の様式は任意とし、下記内容を含めること。

(ア) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備及び蓄電池設備仕様（容量、出力等）

対象施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）

、パワーコンディショナの最大定格出力（kW）、蓄電池定格出力（kW）及び定格容量（kWh）を記載すること。

(ウ) 自家消費電力量、温室効果ガス排出削減量
対象施設における想定自家消費電力量、想定温室効果ガス排出削減量を記載すること。

(エ) 設備設置仕様
設備の設置場所、想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

(オ) 電気料金単価（小数第2位まで、消費税及び地方消費税含む）
電気料金単価は事業期間中一定とし、自治体より提示した基準単価をもとに提案すること。基準単価は、参加資格審査結果決定通知に記載する。また、資料6「電気料金シミュレーション」により、系統電力からの電気料金も含む、太陽光発電設備運転期間中の電気料金シミュレーションを示し、比較結果等を示すこと。

(カ) その他独自提案
地球温暖化対策、環境への配慮、市内事業者の活用等の独自提案があれば記載すること。

(キ) 工事（設計・施工）における実施体制及び計画

(ク) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の実施体制及び計画

(ケ) 故障、緊急時の対応内容及び実施体制

(コ) 事業実施中のリスクに対する対策

(サ) 事業実施に関する保証

エ 「事業実施スケジュール」

※ 事業実施スケジュールの様式は任意とし、下記内容を含めること。

(ア) 事業全体の長期スケジュール
事業者決定後から設備撤去完了までのスケジュールとすること。

(イ) 発電開始までの短期スケジュール
事業者決定後から電気供給開始までのスケジュールとすること。

(3) 提出部数

6部（各部、左上ダブルクリップどめとする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送により、令和8年5月13日（水）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「(1) 受付期間」以外の期間に提出された書類は、受け付けない。

(5) 書面審査

プロポーザル参加希望者が4社を超えた場合、書面審査を行い、審査委員会におけるプレゼンテーションへの参加事業者数を4社に絞り込む場合がある。

10 辞退

上記「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

ア 様式9「辞退届」

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

11 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める資料5「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザル審査要領」に基づきプレゼンテーション審査を行うものとする。

12 審査結果

- (1) 審査結果は、参加者に対し様式10「プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。
- (2) 通知内容は、通知相手先の順位、通知相手先の順位点の合計得点数、受託候補者の名称、受託候補者の順位点の合計得点数とする。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (5) その他詳細は、資料5「関市総合斎苑わかくさへの太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査要領」を参照すること。

13 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (5) その他、プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うこと又は不正な利益を得ようとすることをしてはならない。
- (6) 上記(1)～(5)に該当することが判明した者は失格とする。

14 協定締結

(1) 協定締結

ア 協定締結に当たっては、審査された提案内容を直ちに協定内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された事業内容、その他必要事項について本市と協議及び調整を行い、事業の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更又は削除を行い、協定を締結する。

イ 協定締結に関する協議において、協定を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、協定を締結しないことがある。その場合において、受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。この場合において、プロポーザル審査による受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を受託候補者として選定の上、上記ア、イの事項を準用し、協定を締結するものとする。

ウ 協定締結後において、事業運営の適正を期すために本市が行う指示に受託者が従わないとき、その他事業を継続することができないとき、又は不相当と認められるときは、協定を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、本市はその補償の責めは負わない。

(2) 事業の実施

ア 受託者は、本事業の実施に当たっては関係法令及び本市例規を遵守すること。

イ 受託者は、事業の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ウ 受託者は、本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該再委託の相手先については関市内に主たる営業所を有する者の

中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。

イ 受託者は、本事業を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 情報についての事故が発生した場合には、すみやかに市に報告し、必要な措置を取らなければならない。

エ 上記ア～ウについては、協定期間が終了し、又は協定が解除された後においても同様とする。

15 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

(1) 受託候補者決定前

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 仕様書 (資料1)
- ウ 設備設置提案募集範囲 (資料2)
- エ 予想されるリスクと責任分担 (資料3)
- オ 提案書等評価基準 (資料4)
- カ 審査要領 (資料5)
- キ 電気料金シミュレーション (資料6)
- ク 各種様式 (様式1～10)
- ケ 共同体協定書(案) (参考資料1)

(2) 受託候補者決定後

下記項目の内、ア～ウを公表するものとする。

- ア 受託候補者の名称
 - イ 各参加者の順位及び順位点
 - ウ 受託候補者の選定理由
- ※ 受託候補者以外の参加者の名称は除く。

なお、提出された書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

16 問い合わせ先

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市 市民環境部 環境課

TEL : 0575-23-7702

FAX : 0575-23-7750

E-mail : kankyo@city.seki.lg.jp